

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、木田郡三木町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六郎エ門池地区）を行うことについて平成20年6月13日適当と決定した。

その関係書類を三木町産業振興課において平成20年7月3日から同年7月23日まで縦覧に供する。

平成20年6月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀